

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第38号

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

福岡市公衆浴場法施行条例（平成24年福岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「10歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

福岡市公衆浴場法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(その他の措置の基準)</p> <p>第5条 前条第1項に定めるもののほか、普通公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>10歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(5)～(24) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(その他の措置の基準)</p> <p>第5条 前条第1項に定めるもののほか、普通公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>7歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(5)～(24) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>